

令和6年矢板市議会定例会

第396回定例会議

報告事項説明書

令和6年6月

矢 板 市

報 告 事 項 説 明 書

令和6年矢板市議会定例会第396回定例会議に報告いたします事項について、御説明申し上げます。

報告第1号、報告第2号及び報告第3号 市長の専決処分事項報告については、専決第3号 矢板市市税条例の一部を改正する条例、専決第4号 矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例及び専決第5号 矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

地方税法等の一部を改正する法律等が、令和6年3月30日に公布されたことに伴い、所要の整備を行うため、それぞれ条例の一部を改正しましたので、法の定めるところにより、報告するものであります。

参 考 地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

報告第4号 市長の専決処分事項報告については、令和5年11月12日、栃木県矢板市上伊佐野1021番126地先の市道第1農場1号線上にて発生した車両事故による当該車両所有者の損害について、市の義務に属する損害賠償の額を58,245円と定め和解したことについて、法の定めるところにより、報告するもので

あります。

参 考 地方自治法（抜粋）省略

報告第5号 市長の専決処分事項報告については、令和5年11月12日、栃木県矢板市上伊佐野1021番126地先の市道第1農場1号線上にて発生した車両事故による当該車両使用者の損害について、市の義務に属する損害賠償の額を102,780円と定め和解したことについて、法の定めるところにより、報告するものであります。

参 考 地方自治法（抜粋）省略

報告第6号 令和5年度矢板市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、令和5年度において、繰越明許費の取扱いをした市民税賦課事務、戸籍住民基本台帳事務、低所得世帯支援給付金給付事業、土木総務管理事務、都市構造再編集集中支援事業、道路新設改良事業（市内全域）、わかば通り整備事業及び林業施設災害復旧事業について、法の定めるところにより、報告するものであります。

参 考 地方自治法（抜粋）

（繰越明許費）

第213条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

参 考 地方自治法施行令（抜粋）

（繰越明許費）

第146条 地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

以下省略

報告第7号 令和5年度矢板市水道事業会計予算繰越計算書の報告については、資本的支出の建設改良費における第二農場低区1号配水池・着水井築造工事に係る経費を令和6年度に繰り越したことについて、法の定めるところにより、報告するものであります。

参 考 地方公営企業法（抜粋）

（予算の繰越）

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 省略

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

報告第8号 令和5年度矢板市下水道事業会計予算繰越計算書の報告については、資本的支出の建設改良費における矢板市公共下水道矢板市水処理センターの建設工事委託に関する協定に係る経費を令和6年度に繰り越したことについて、法の定め

るところにより、報告するものであります。

参 考 地方公営企業法（抜粋） 省略

報告第9号 公益財団法人矢板市農業公社の経営状況説明書の提出については、公益財団法人矢板市農業公社が、農業の振興と地域の活性化に寄与することを目的として実施する農地流動化に関する事業をはじめ、農業構造の改善に資するための事業に係る令和5年度の事業報告及び収支決算等の経営状況並びに令和6年度の事業計画、収支予算及びそれらを説明する書類について、法の定めるところにより、提出するものであります。

参 考 地方自治法（抜粋）

（財政状況の公表等）

第243条の3 第1項省略

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

以下省略